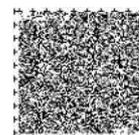
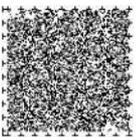


## 第2部 障害者基本計画

---





# 第1章 計画の基本方針

## 1. 計画の基本理念

加東市障害者基本計画は、子どもから高齢者まで、安心して暮らし続けられるまちの実現のために、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根つき、障害の有無に関わらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる、物理的にも心理的にもバリアフリー\*な共生社会を構築することを目指す計画とします。

### 障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

## 2. 基本的な視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法\*等、関連法令の趣旨を踏まえ、「ノーマライゼーション\*」と「リハビリテーション\*」の考え方による次の基本的な視点に立って、計画を推進します。

### (1) 共生社会の推進

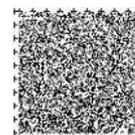
障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、道路、施設などの物理面だけでなく、心理面でのバリアフリー\*について取組を進めることで、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域で支えあう共生社会を築きます。

また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現を目指す取組を推進します。

### (2) 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開

障害のある人の障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた、きめ細かな支援を行います。

また、障害のある高齢者や子ども、経済的な困窮者など、複合的に困難な状況に置かれた人に対しても、関連部局が連携し、総合的な相談・支援が行える体制を整備します。



### (3) 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約\*の趣旨を踏まえ、生涯を通じて適切な支援を受け、その人らしい生活を送ることができるよう、各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を推進します。

また、これらの施策に必要なサービス基盤の整備促進に努めます。

### (4) 支援が必要な子どものすこやかな育成のための発達支援

障害の有無にかかわらず、子どもが地域でともにすこやかに成長できるように、子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を充実します。

また、障害児支援を通して、障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン\*）を推進します。

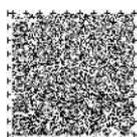
## 3. 基本目標

### (1) とともに育ち、ともに学ぶために

障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、早期からの自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害等のある支援の必要な子どもたちに対して、早期療育\*の機会を確保します。また、医療・福祉・教育等の関係機関との連携による「乳幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない一貫した支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れるよう支援します。

### (2) 生きがいを持って働くために

障害のある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障害特性や障害の状態に合った多様な就業機会を確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。また、就職後の支援や離職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。



### (3) すこやかにくらしのために

障害のある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応も充実させる必要があります。そのため、保健・医療・福祉が連携し、連続性を持つことにより、一人ひとりが安心して必要な医療を受けられる体制づくりに取り組みます。また、高齢、障害、児童等の分野ごとの相談体制では対応困難なケースが増えており、複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。

医療的ケア児\*が心身等の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、医療的ケア児やその家族への支援体制の整備に努めます。

### (4) 自立した生活をおくるために

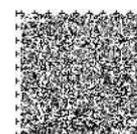
障害のある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護\*など地域生活支援事業\*の推進を図るとともに、北播磨圏域の関係機関と連携し、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援や関係機関との連携を図ります。

さらに、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談支援を強化するとともに、言語その他の意志疎通手段を選択できる機会の提供に努めます。

### (5) 安全で快適なくらしのために

障害のある人が安心して暮らし続けることができるために、地域住民をはじめさまざまな機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、災害時等の緊急時の情報伝達や避難支援・救助体制の整備を進め、個別避難計画の作成を推進します。

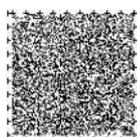
また、ユニバーサルデザイン\*の考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、安心・安全な環境を確保します。



## (6) 共感しあえる地域づくりのために

障害者差別解消法を踏まえ、障害の有無にかかわらず互いの人格や個性を尊重し、差別や偏見のない地域社会を築くために、市民が障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、コミュニケーションの方法は障害の種類や程度によって異なるため、一人ひとりにあったコミュニケーション手段を考えることが重要です。障害の種類や程度に応じた手段を選択できるよう、支援体制の充実を図ります。



## 4. 計画の施策体系

### 基本理念

# 障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

### 基本的な視点

- 共生社会の推進
- 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開
- 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備
- 支援が必要な子どものすこやかな育成のための発達支援

### 基本目標

1. ともに育ち、ともに学ぶために

**インクルーシブ教育の推進**

2. 生きがいを持って働くために

**雇用・就労支援**

3. すこやかな暮らしのために

**保健・医療の充実**

4. 自立した生活をおくるために

**福祉サービスの充実**

5. 安全で快適な暮らしのために

**福祉のまちづくり**

6. 共感しあえる地域づくりのために

**人権尊重のまちづくり**

### 基本施策

(1) 総合的な相談体制の充実

(2) インクルーシブ教育の推進

(3) 早期療育の推進

(4) 研修・啓発の充実

(1) 就労機会の拡充

(2) 経済的自立の支援

(3) 福祉的就労の支援

(1) 地域医療体制の整備

(2) 保健・医療・福祉の連携

(3) 福祉医療制度の充実

(1) 地域で生活できる体制づくり

(2) 福祉サービスの充実

(3) 地域生活支援事業の推進

(4) 障害児通所支援サービスの充実

(1) 福祉のまちづくりの整備推進

(2) 移動手段の整備

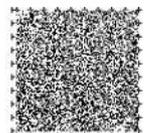
(3) 要支援者対応の充実強化

(1) 人権教育・啓発活動の推進

(2) 相談支援体制の充実

(3) 地域福祉活動の促進

(4) 情報の取得及び利用・  
意思疎通に係る施策の推進



## 第2章 施策の展開



### 1. とともに育ち、ともに学ぶために

### インクルーシブ教育の推進

#### 課題

- 特別支援学校\*の設置を含む特別支援学校への通学負担の軽減が求められています。
- 通級指導\*教室、特別支援学級、適応指導教室の充実を含む、学校内での支援・配慮の充実が求められています。
- 放課後等デイサービスだけにとどまらない、地域で参加・活動できる場所や仲間の充実が求められています。
- 特別支援教育\*コーディネーターの地域での活用を含む、学齢期における相談体制の整備とその周知が求められています。
- 障害に関する専門性の向上、障害やケアに関する理解の推進が求められています。
- 教育機関をはじめとする関係機関と療育\*機関の連携が求められています。

#### 施策の方向性

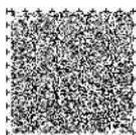
- 障害の早期発見・早期療育ができる体制を整備し、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行います。
- 教育・保育・医療・福祉等各分野が連携し、インクルーシブ社会の実現に向けて取り組みます。

#### 施策の展開

### (1) 総合的な相談体制の充実

#### ①子どもの発達とこころの相談

内容	担当課
○関係機関と連携し、総合的な相談体制を構築します。 ○小・中・義務教育学校*では、学校や児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施します。	学校教育課 発達サポートセンター



## ②早期から相談しやすい体制づくり

内容	担当課
○各種健診事業等で保護者からあった相談に対し、関係機関が連携し、速やかに対応できる相談体制を整えます。 ○医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、早期支援につながる相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 健康課 発達サポートセンター

## (2) インクルーシブ教育の推進

### ①特別支援教育等の推進

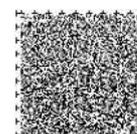
内容	担当課
○特別支援教育*におけるセンター的役割を担っている北はりま特別支援学校*や関係機関と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮*を行い、支援の必要な児童生徒への支援体制充実に努めます。 ○学校・園等への巡回相談を実施し、指導、助言を行います。	学校教育課 発達サポートセンター

### ②サポートファイルの活用促進

内容	担当課
○サポートファイル*の重要性や活用方法について、関係機関へ周知をし、サポートファイルの作成を推進します。 ○サポートファイルを活用し、支援の必要な子どもへ一貫した支援を継続して行うため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を推進します。	学校教育課 発達サポートセンター

### ③通級指導による支援

内容	担当課
○通級指導*を実施し、児童生徒一人ひとりの必要に応じた支援を行います。	学校教育課 発達サポートセンター



#### ④ スクールアシスタント等の活用

内容	担当課
○スクールアシスタント*や介助員等指導補助員の増員配置を推進し、特別支援教育*の充実を図ります。	学校教育課

#### ⑤ 副次的な学籍（副籍）を生かした居住地交流の推進

内容	担当課
○特別支援学校*に在籍する児童生徒が居住地の小・中・義務教育学校*の学級に置く副次的な学籍（副籍）により、同じ地域に生きる子どもたち同士のつながりを強め、共に学び、生きる「共生社会」の実現をめざします。	学校教育課

#### ⑥ 学校施設等の整備

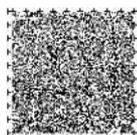
内容	担当課
○ユニバーサルデザイン*の理念に基づき、学校の建物や設備等の整備を進めます。	教育総務課 小中一貫教育 推進室

#### ⑦ 就学指導の充実

内容	担当課
○本人・保護者の希望、障害の状態、通学等に十分配慮した就学相談・指導に努めます。	学校教育課 発達サポートセンター

#### ⑧ 放課後等のケアの充実・学習機会の確保

内容	担当課
○アフタースクールで支援が必要な子どもの受け入れができるよう、体制の整備に努めます。	こども教育課



### (3) 早期療育の推進

#### ①療育機会の確保

内容	担当課
○各課で連携し、心身の発達が気になる子どもに対し、早期療育*につなげられるよう支援します。	社会福祉課 健康課 発達サポートセンター

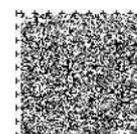
### (4) 研修・啓発の充実

#### ①関係機関従事者への研修

内容	担当課
○保育教諭、小・中学校教員、教育関係従事者、行政職員への発達障害*に関する研修により支援力の向上を図ります。	発達サポートセンター

#### ②市民への啓発

内容	担当課
○発達障害等への市民の理解を深めるための研修や啓発を行います。	発達サポートセンター



## 2. 生きがいを持って働くために

## 雇用・就労支援

### 課題

- 特に身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者での就労者を増やすこと、障害者雇用をしている企業についての情報提供、障害者雇用（一般就労）に取り組む企業の開拓などが求められています。
- 給料が少ない、従業員と人間関係がうまくいかない、病院受診の時間を自由に取れないなどへの合理的配慮\*が求められています。
- 就労の相談窓口の利用のしやすさなどが求められています。

### 施策の方向性

- 障害のある人が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- 多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援します。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により、令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」へと変わります。それに伴い、民間事業者が合理的配慮の提供ができるよう、支援強化を図ります。
- 就労関係機関と連携し、障害者雇用率の向上を推進します。

### 施策の展開

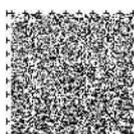
#### （1）就労機会の拡充

##### ①企業等への啓発の充実と就労先の確保

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワーク、商工会等の関係機関と連携し、企業連絡会等の機会を活用して障害者雇用制度の普及・啓発に努めます。</li> <li>○北播磨障害者就業・生活支援センター*、ハローワーク等と連携し、特別支援学校*卒業後の進路や、障害のある人に対する就労先の確保に努めます。</li> </ul>	社会福祉課 商工観光課

##### ②雇用主・従業員等の理解啓発

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用主、従業員すべてが障害や障害のある人について理解を深めるための啓発を行うとともに、障害のある人をサポートできる職場環境の整備を要請していきます。</li> </ul>	社会福祉課 商工観光課



### ③公共機関等での障害者雇用の推進

内容	担当課
○市役所や関係機関等において、職域を広げ、障害のある人の雇用機会の確保に努めます。 ○市役所等での特別支援学校*生等の職場実習を積極的に受け入れます。	人事課 社会福祉課

### ④障害者雇用機会の拡大

内容	担当課
○障害のある人が自身の能力と希望に合った就労方法を選べるよう関係機関と連携し、情報収集・提供を充実します。 ○障害のある人への雇用等の情報提供に努めます。	社会福祉課 商工観光課

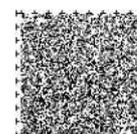
## (2) 経済的自立の支援

### ①就労支援体制の充実

内容	担当課
○ハローワークと連携した障害のある人の職業訓練や、北播磨障害者就業・生活支援センター*との連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。	社会福祉課

### ②職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援

内容	担当課
○北播磨障害者就業・生活支援センターと連携し、障害のある人の就労継続・職場定着のため、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ*等の利用の促進に努めます。 ○障害者相談支援センターとともに、職場での問題や離職者に対する復職相談など、きめ細かな支援を行います。	社会福祉課



### (3) 福祉的就労の支援

#### ①福祉的就労の場の確保

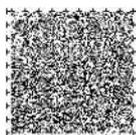
内容	担当課
○一般就労が困難な障害のある人の生産活動、地域交流の場としての地域活動支援センターの支援に努めます。 ○就労継続支援事業の質的・量的充実を促進します。 ○活動場所確保のため、市の空き施設の提供に協力します。	管財課 社会福祉課

#### ②仕事の確保の支援

内容	担当課
○福祉的就労*の場が安定的に確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。 ○障害者優先調達推進法*に基づく物品等の調達方針を定め、障害者就労施設への発注拡大に努めます。	社会福祉課 商工観光課

#### ③事業所の自主製品の振興・販売の促進

内容	担当課
○市役所ロビー等に事業所等の自主製品等の展示・販売コーナーを設け、市民への啓発・理解促進に努めます。	社会福祉課



### 3. すこやかなくらしのために

### 保健・医療の充実

#### 課題

- 身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者、支援が必要な子どもの健康不安への対応が求められます。
- 相談や情報提供が医療機関を通じてなされていることが多いことから、今後のその充実が求められます。
- 精神科病院からの地域移行支援には、当事者の思いを尊重した進め方が必要と考えられます。
- 福祉・医療など関係機関の連携の推進が求められています。
- 在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実が求められています。

#### 施策の方向性

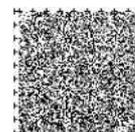
- 障害のある人が地域で適切な医療を受け、安心して暮らせる環境整備に努めます。
- 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児\*及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」により、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する「責務」を負うこととなり、保育体制の拡充、教育体制の拡充、日常生活における支援、相談体制の整備、情報共有の促進が求められています。医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、支援の充実を図ります。
- 令和4年3月に策定した「加東市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、介護・障害・子ども・生活困窮などの分野・属性別の支援体制では対応しきれない住民の複雑化・複合化したニーズに対する包括的な支援体制を構築します。

#### 施策の展開

#### （1）地域医療体制の整備

##### ①医療体制の整備

内容	担当課
○専門的な医療機関や北播磨圏域の医療機関等との連携強化を図ります。	保険医療課 健康課



## ②医療的ケア児（者）への支援体制の整備

内容	担当課
○関係機関と連携し、医療的ケア児*（者）とその家族に対する支援に努めます。	社会福祉課 学校教育課 こども教育課 発達サポートセンター

## (2) 保健・医療・福祉の連携

### ①保健・医療・福祉の連携強化

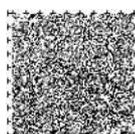
内容	担当課
○地域医療・福祉関係機関との連携を密にし、多職種とのネットワークの強化を図ります。	高齢介護課 健康課

### ②健康づくりの推進（疾病の予防と早期発見、重症化予防等）

内容	担当課
○疾病による障害を未然に防ぐため、生活習慣病予防対策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。	保険医療課 健康課
○ライフステージに応じた生活習慣病の予防や早期受診及び治療の継続支援を行うことで重症化による障害を防ぎます。	

### ③乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見（健診・相談）

内容	担当課
○すこやかな心身の発達を促すとともに疾病や障害の早期発見、虐待予防など、各種健診事業等の充実を図ります。	健康課



#### ④精神保健対策の充実

内容	担当課
○関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。 ○自殺予防や引きこもりなどの講演会・研修会を実施します。 ○精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。 ○認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。	社会福祉課 高齢介護課 健康課

#### ⑤精神障害者等の地域移行支援

内容	担当課
○精神障害者等の退院後の地域生活について、地域移行・地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。 ○関係団体と連携して、地域の受入体制の整備や居場所の確保を図ります。	社会福祉課

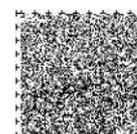
#### ⑥重層的支援体制の充実

内容	担当課
○総合的な福祉の相談窓口を設置し、複雑多様化する福祉ニーズに対応します。 ○関係機関と連携し、保健、医療、福祉の円滑な支援体制の構築に努めます。	福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課

### (3) 福祉医療制度の充実

#### ①医療費に対する助成制度と広報

内容	担当課
○障害のある人が適切な医療が受けられるよう、医療費の助成制度（福祉医療制度）の安定的な制度運営の継続に努めます。 ○公的医療費助成制度（自立支援医療*、特定医療（指定難病*）等）の周知に努め、対象となる医療が必要な人を支援します。	保険医療課 社会福祉課





## 4. 自立した生活をおくるために

## 福祉サービスの充実

### 課題

- グループホームなどの居住支援、ホームヘルプサービス・移動支援・短期入所など在宅生活の支援、日中の居場所づくりが求められています。
- 働く場の整備として、就労継続支援（A型・B型）などの就労支援、学校卒業後の進路に関する相談、就労に関する相談窓口（ハローワークや北播磨障害者就業・生活支援センター\*等）の活用などが求められています。
- 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業の拡充、日中や夏休み等の居場所づくりが求められています。
- 相談支援機能の充実と関係機関の連携が求められています。

### 施策の方向性

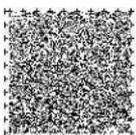
- 障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援に努めます。
- 障害のある人の地域生活を包括に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤整備の整備に努めます。
- 障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、障害に対する理解促進を図ります。

### 施策の展開

#### (1) 地域で生活できる体制づくり

##### ① 障害者相談支援事業の拡充

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者相談支援の充実を図ります。</li> <li>○北播磨障がい福祉ネットワーク会議に参画し、北播磨圏域の関係機関と連携して相談支援体制の強化に努めます。</li> <li>○基幹相談支援事業を開始し、相談支援事業所の質の向上、地域のニーズ把握に努めます。</li> </ul>	社会福祉課



## ②地域生活支援拠点の整備

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能の整備に努めます。</li> <li>○緊急時の受け入れ先の確保に努めます。</li> <li>○地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。</li> </ul>	社会福祉課

## ③地域の課題解決に向けた体制づくり

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者支援地域協議会において、地域の実情に応じた課題の解決に向けた協議を行います。</li> <li>○障害者支援地域協議会の活動を補完するため、ライフステージに応じた専門部会の設置に取り組みます。</li> </ul>	社会福祉課 発達サポートセンター

## (2) 福祉サービスの充実

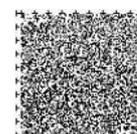
### I 自立支援給付の充実

#### ①訪問系サービスの充実

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護、重度訪問介護、同行援護等を提供し、障害のある人の居宅での生活を支援します。</li> <li>○訪問系サービスを行う訪問介護事業所に対し、従事者のスキルアップ研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。</li> <li>○介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促し、訪問系サービスの質的・量的充実に努めます。</li> </ul>	社会福祉課

#### ②日中活動系サービスの充実

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人が自立した生活を送るための日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労継続支援等)を提供します。</li> <li>○日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、適切に提供できるようサービス基盤の整備促進に努めます。</li> </ul>	社会福祉課



### ③短期入所支援の充実

内容	担当課
○障害のある人を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、短期入所事業の充実を図ります。 ○北播磨圏域の関係機関や施設と連携し、必要な時に適切に利用できる体制の構築に努めます。	社会福祉課

### ④補装具費の給付

内容	担当課
○障害のある人の身体機能を補完するための補装具*費を給付します。	社会福祉課

### ⑤施設から地域生活への移行の推進

内容	担当課
○介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ○地域生活に必要なグループホームや生活介護、短期入所施設等の整備の支援に努めます。 ○市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。	社会福祉課

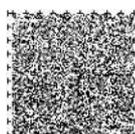
## II 外出支援の推進

### ①外出支援の確保

内容	担当課
○障害のある人の外出を支援するため、同行援護、行動援護等のサービス提供体制の確保に努めます。	社会福祉課

### ②福祉タクシー利用券交付事業

内容	担当課
○在宅かつ市民税所得割非課税の障害のある人（等級要件有り）に対し、タクシーの利用券を交付します。	高齢介護課



### ③福祉車両やボランティアの活用

内容	担当課
○加東市社会福祉協議会*が運営する福祉車両貸出事業について広く周知し、利活用を支援します。 ○地域福祉活動の推進を後押しするボランティア活動について広く周知します。	福祉総務課 (社会福祉協議会)

## Ⅲ その他のサービス

### ①各種障害者手当等の支給

内容	担当課
○特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者（児）介護手当・福祉年金等の各種手当を支給します。 ○特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課 福祉総務課

### ②各種制度の広報・啓発

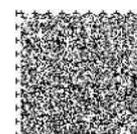
内容	担当課
○広報紙、ケーブルテレビ、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。 ○「障害者福祉のしおり」を通じて税の軽減、公共料金・有料道路の割引等各種制度を周知し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課

### ③制度的無年金障害者福祉給付金の支給

内容	担当課
○年金制度上の理由から、障害基礎年金を受給できない外国籍障害者等に福祉給付金を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。	社会福祉課

### ④指定難病患者等への支援

内容	担当課
○障害者総合支援法*の対象となる難病*等について周知を図り、難病患者等の自立と社会参加を促進します。	社会福祉課



### (3) 地域生活支援事業の推進

#### I 必須事業

##### ① 相談支援事業

内容	担当課
○指定特定相談支援事業者に加東市障害者相談支援センターの運営を委託し、専門的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課

##### ② 意思疎通支援事業

内容	担当課
○聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者*、要約筆記者*、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。 ○手話通訳者、手話奉仕員*、要約筆記者を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成を図ることで、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。	社会福祉課

##### ③ 日常生活用具給付等事業

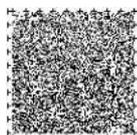
内容	担当課
○障害のある人の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付します。	社会福祉課

##### ④ 移動支援事業

内容	担当課
○屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加を支援するためガイドヘルパー*を派遣します。	社会福祉課

##### ⑤ 地域活動支援センター事業

内容	担当課
○障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会参加や地域交流を促進する地域活動支援センターの運営を支援します。 ○障害のある人が、地域活動支援センターの利用を通じて、社会との交流を図れるよう支援します。	社会福祉課



## ⑥成年後見制度の利用促進

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度*の啓発と周知を行います。併せて、加東市社会福祉協議会*が行っている日常生活自立支援事業等の権利擁護*事業についても啓発、利用促進を図ります。</li> <li>○障害等のため判断能力が十分でない人や家族等からの成年後見制度に関する相談に応じ、必要な情報や助言を行います。</li> <li>○障害等のため判断能力が十分でない人の意思決定を尊重し、権利や財産が守られるような支援体制を整備します。</li> <li>○身寄り・財産のない障害のある人が成年後見制度を円滑に利用できるよう申立てや利用に係る費用の全部又は一部を助成します。</li> <li>○成年後見制度の利用促進に向け、中核機関を整備し、当事者、関係機関と連携ネットワークを構築します。</li> </ul>	社会福祉課

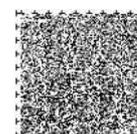
## ⑦理解促進啓発及び自発的活動支援事業

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民に対し、障害のある人や障害特性について理解を深めるためのイベントや啓発を行います。</li> <li>○障害のある人やその家族、支援者等が交流し、情報交換する活動や地域貢献活動を支援します。</li> <li>○障害のある人に対するボランティアの活動を支援します。</li> </ul>	社会福祉課

## Ⅱ 任意事業

### ①福祉ホーム運営補助

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○常時の介護・医療の必要はないが、家庭環境等の事由で居宅生活が困難な障害のある人に、低額で居室を提供し、必要な支援を行う事業者を支援します。</li> </ul>	社会福祉課



## ②訪問入浴サービス事業

内容	担当課
○重度の身体障害のある人に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。	社会福祉課

## ③生活訓練等

内容	担当課
○回復途上の精神障害のある人に対し、外出機会や活動の場を提供し、日常生活訓練等を行います。 ○生活訓練等に参加するための交通手段が無い利用者に、送迎サービスを実施し、利用を促進します。	社会福祉課

## ④日中一時支援事業

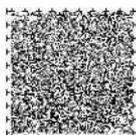
内容	担当課
○障害のある人等の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。	社会福祉課

## ⑤社会参加促進事業

内容	担当課
○障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて体力増進や交流を図るための大会や教室を、障害者団体・支援団体に委託して開催します。 ○身体障害のある人の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行い、身体障害のある人の生活の充実、向上を図ります。	福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会福祉課 生涯学習課

## ⑥更生訓練費給付事業

内容	担当課
○訓練施設に通所、入所する障害のある人に対し、訓練に必要な経費等を補助することで、社会復帰を促進します。	社会福祉課



## (4) 障害児通所支援サービスの充実

### ①地域における療育体制の充実

内容	担当課
<p>○療育*の必要な子どもに対して、活動・療育の場が提供できるよう、障害児通所支援事業所の充実及び障害児通所支援サービスを適切に提供できる体制の確保を図ります。</p> <p>○わかあゆ園において、医療（訓練）を伴う児童発達支援などの障害児通所支援サービスを実施します。</p>	社会福祉課 わかあゆ園



## 5. 安全で快適なくらしのために

## 福祉のまちづくり

### 課題

- 移動に関する課題として、公共交通機関の利用のしにくさ、道路や施設の段差、初めての場所に一人でいけないことなどの指摘が多くあることから、移動手段の充実、物理的・情動的バリアフリー\*の推進が求められています。
- 災害避難に関する課題として、移動についての課題（避難するのに時間がかかる）、情報提供・情報保障についての課題（どこでどんな災害が起こったのかすぐに分からない）、医療上の課題（必要な薬が手に入らない・治療が受けられない）への対応が求められています。
- 相談窓口や相談体制、福祉に関する情報提供（一人ひとりに必要な情報が届くこと）、手続きの簡素化（手続きの分かりやすさ）などの行政サービスの改善が求められています。
- 地域の人々の障害についての理解を深めると共に、障害のある人が社会参加や地域活動に安心して参加できる配慮が求められています。

### 施策の方向性

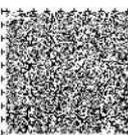
- 障害の有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザイン\*に基づく環境整備を推進します。
- 災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者\*の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を推進します。

### 施策の展開

#### (1) 福祉のまちづくりの整備推進

##### ①福祉のまちづくりの推進

内容	担当課
○障害のある人や高齢者、すべての市民が心豊かにいきいきと生活できるまちをめざす県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、相談・指導を行います。	都市政策課
○コミュニケーションボード*など支援ツールの活用等により、投票しやすい環境づくりに努めます。	委員会事務局



## ②公共施設のバリアフリー化の推進

内容	担当課
○既存施設の改修又は更新等に当たっては、障害のある人の利用頻度の高い施設から計画的にバリアフリー*化を進めます。 ○公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザイン*の考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。	管財課

## ③公営住宅のバリアフリー化の推進

内容	担当課
○障害のある人等に配慮した居室内や共用部分への手すりの設置及び段差解消等のバリアフリー化を推進します。	都市政策課

## ④民間施設のバリアフリー化の促進

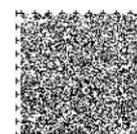
内容	担当課
○事業者等へバリアフリー法やユニバーサルデザインについて理解と周知を図り、施設の整備や改善を要請していきます。	都市政策課

## ⑤職場環境の改善促進

内容	担当課
○障害のある人が仕事をする際に必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。	社会福祉課 商工観光課

## ⑥地域生活の支援の充実

内容	担当課
○県や近隣市町及び関係機関と調整を図り、公営住宅や空き家を利用したグループホームの開設について情報提供や支援に努めます。	社会福祉課



## ⑦住宅改修による在宅生活支援

内容	担当課
○手すりの取付や段差の解消等の小規模な住宅改修により、障害のある人の日常生活を支援します。 ○障害のある人等の個々の実情に応じた適切な住宅改修が行えるよう、相談体制の充実に努めます。	社会福祉課 高齢介護課

## (2) 移動手段の整備

### ①道路や歩道などの交通環境の整備

内容	担当課
○道路パトロールや市民からの情報提供により、改善が必要な箇所の把握に努めます。 ○歩道の段差解消、障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。	土木課

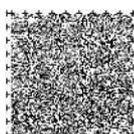
### ②移動手段の確保の支援

内容	担当課
○既存の地域公共交通の拡充や新たな地域公共交通の導入により、買い物や通院などの移動手段を確保します。	企画政策課
○加東市社会福祉協議会*が実施する福祉有償運送*事業を支援することにより、障害のある人等の移動手段の維持確保を図ります。	福祉総務課 (社会福祉協議会)

## (3) 要支援者対応の充実強化

### ①避難行動要支援者への対応強化

内容	担当課
○避難行動要支援者*名簿・個別避難計画を作成・管理し、避難支援等関係者とともに災害時の連携や救援体制の確立に努めます。 ○民生委員・児童委員、地区（自主防災組織）、関係福祉団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制の構築を図ります。 ○優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成を進めます。	防災課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課



## ②障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充

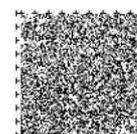
内容	担当課
○防災行政無線システムの文字表示装置やかとう安全安心ネットに代わる情報伝達手段への研究を進め、これらの情報伝達手段を使用するか、新たな情報伝達手段を導入するか、長期的に検討します。 ○災害時の避難所における障害のある人等に配慮した情報提供に努めます。	防災課 社会福祉課

## ③防犯対策の推進

内容	担当課
○障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等、障害のある人が利用する施設について、警察等関係機関と連携することで防犯対策を強化します。 ○障害のある人等が犯罪に巻き込まれないよう、地域における見守り・防犯体制の確立について普及啓発及び支援を行います。	防災課 社会福祉課

## ④交通安全対策の充実

内容	担当課
○障害のある人等、交通弱者を交通事故から守るため、啓発活動や交通安全教室を行い、交通マナーの向上に努めます。	防災課





## 6. 共感しあえる地域づくりのために

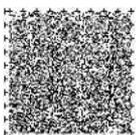
## 人権尊重のまちづくり

### 課題

- 地域生活や就労・就学に関連する障害理解の推進として、特に精神障害や知的障害のある人の地域生活（近所づきあい、買い物など）や就労・就学に関連した理解の徹底が求められています。
- 障害者差別解消法の普及啓発や、成年後見制度\*の周知をし、障害のある人が生活しやすいまちづくりが求められています。
- 一般の病院や診療所において、特に精神障害のある人に対する理解の推進が求められています。

### 施策の方向性

- 障害の有無にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- 学校教育や社会教育の場において、障害に対する理解を深め、合理的配慮\*の提供を行うための啓発を行います。
- 障害のある人の権利擁護\*について、啓発活動を推進し、障害者虐待及び障害を理由とする差別の防止への取組を強化します。
- コミュニケーションの方法は障害の種類や程度、特性によって異なることから、手話や要約筆記、音声など情報を取得する手段を選べるよう、支援体制の充実を図ります。



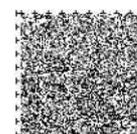
## (1) 人権教育・啓発活動の推進

### ①学校での人権教育・福祉教育の推進

内容	担当課
<p>○一人ひとりの児童生徒が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようにするため、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった取組を推進します。</p> <p>○教育委員会と加東市社会福祉協議会*等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習やボランティア活動の意義を学ぶことで福祉と人権教育の推進を図ります。</p> <p>○総合的な学習の時間等で、手話言語を学ぶ機会を確保し、聴覚障害・手話言語への理解及び普及を図ります。</p>	<p>福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会福祉課 学校教育課</p>

### ②社会教育等での人権教育・福祉教育の推進

内容	担当課
<p>○加東市人権・同和教育研究協議会等と連携し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため人権教育・啓発に努めます。</p>	<p>人権協働課</p>



## (2) 相談支援体制の充実

### ① 障害者虐待と障害を理由とする差別の防止

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害を理由とする差別に関する相談体制を充実させ、対応や解決に向けた支援を行います。</li> <li>○障害を理由とする差別の防止や合理的配慮*について、広く普及啓発を行います。</li> <li>○障害者虐待防止に関する理解を深める取組とともに、虐待の発見、通報に対する体制を整備します。</li> <li>○障害のある人を支援する民生委員・児童委員、障害者相談員、障害者関係団体等に、障害を理由とした差別の防止や合理的配慮に関する情報を提供し協力体制を構築します。</li> </ul>	<p>人権協働課 社会福祉課</p>

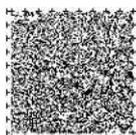
### ② 権利擁護の推進

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者相談支援センターと連携し、障害のある人の権利擁護*についての相談対応や権利擁護対策として成年後見制度*、地域福祉権利擁護事業などの利用の支援を行います。</li> <li>○障害のある人、家族等関係者に成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の制度の周知と利用促進を図ります。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>

## (3) 地域福祉活動の促進

### ① ボランティアの活動支援の充実

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○加東市社会福祉協議会*と連携し、ボランティアコーディネーターの設置など、ボランティア団体の活動支援を行います。</li> <li>○加東市社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座を支援し、ボランティア育成を促進して、障害のある人のニーズに対応します。</li> </ul>	<p>福祉総務課 (社会福祉協議会)</p>



## ②市民の意識醸成及び地域における相互交流の促進

内容	担当課
<p>○加東市社会福祉協議会*と連携し、福祉における共助の意識啓発を図るとともに、市民のボランティア参加の促進に向けた取組を支援します。</p> <p>○加東市社会福祉協議会と連携し、障害のある人やボランティアが実施する地域での相互交流活動を支援します。</p> <p>○市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人の地域社会との交流の機会を提供します。</p>	<p>福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会福祉課</p>

## ③障害者団体及び障害のある人への意識啓発

内容	担当課
<p>○手帳取得者に対し「障害者福祉のしおり」等で障害者団体を紹介するなど、障害者団体の活動をサポートします。</p> <p>○障害のある人が人権意識を高められるよう、障害のある人、家族、関係機関等に対し、啓発と支援を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>

## (4) 情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策の推進

### ①手話言語の普及啓発

内容	担当課
<p>○手話言語強化週間・手話フェスタ等を開催し、手話言語の普及を図ります。</p> <p>○市民に対し、手話講座を開催し、聴覚障害・手話言語への理解及び普及を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>

### ②情報の取得及び利用・円滑な意思疎通に係る施策の推進

内容	担当課
<p>○広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等の情報提供において、合理的配慮*を行い、障害のある人への情報保障に努めます。</p> <p>○点字、コミュニケーションボード*、手話、要約筆記など、障害の特性に応じた支援を行い、障害のある人への情報提供体制を確立します。</p>	<p>秘書広報課 社会福祉課</p>



